

2022（令和4）年12月21日（水）

仙台市議会議員・政務調査費（平成24年）に関する住民訴訟

仙台高等裁判所判決を受けてのコメント

仙台市民オンブズマン

本日、仙台市議会議員に係る政務調査費（平成24年）に関する住民訴訟の控訴審判決が言い渡された。

本日の控訴審判決は、オンブズマンの全体請求額（5695万4960円。なお、齋藤議員は第1審判決後自主返納し、大泉議員は亡くなられたため、当オンブズマンから取り下げた。両者の合計は1,054,360円）に対し、合計4695万0018円を認容した。認容率は約82%と極めて高い。

本判決は、各論で一部適法と判断を変更したほかは、基本的に仙台地方裁判所の判決理由を是としており、大きな変更はなかった。

本判決において、注目すべき点は以下のとおりである。

広報紙に関して、本判決は、市民への広報としての側面がある一方で、選挙活動、後援会活動としての効果等も併有すると断じ、手引きに従って2分の1に按分すべきである旨判示した。また、上記の効果は、写真の面積等によって、その効果が変わるものではないと説示した。議会制民主主義を支えるのは、現職の議員、会派、政党だけではないことを指摘して、これらの者が発行する広報紙等の費用が当然に公費によって賄われることを憲法や法が予定しているとは解されない点も指摘した。示唆に富む説示である。

不満が残る点としては、仙台の夕べ等の酒食を伴う会合への出席の費用、観光地への出張などについて違法性を否定したことである。

しかし、全体としては、本判決は、原審や従前の判決を踏襲しており、一般論としても具体的なあてはめとしても、税金の使い道に対する市民の切実な願いを十分にくみ取ったものと評価したい。

仙台市及び各会派・議員は、厳粛にこれを受け止められたい。

以上